

## 消費税改正に伴う弊社対応に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、お客様におかれましてはご高承のとおり、消費税法が改正され、2019年10月1日以降、消費税率が10%に引き上げられることとなりました。

これに伴う、弊社における消費税の取り扱いについて、下記の通り対応させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。

何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

現 行：税込価格（消費税8%）

改正後：税込価格（消費税10%）

適 用：2019年10月1日お引渡し分より

対 象：消費税をお預かりする全てのお取引

経過措置適用：2019年03月31日以前に契約を取り交わしている場合。

以上

※ご不明な点などございましたら下記営業部までお気軽にお問合せください。

(株)堀内機械 東京営業部 TEL：03-5688-1991  
名古屋営業部 TEL：052-744-0161  
大阪営業部 TEL：06-6263-6060